保育料減免基準表

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第５条第１項の規定に基づく保育料の減額免除申請については、下記のとおり取り扱うものとする。

１．保護者の理由による場合

	区分	条件	減免額及び算定基準
（１）	主算定者の疾病及び事故により退職し、年度末までに身体の回復が見込まれない場合	診断書・各種手帳・離職証明書等添付	２分の１の額に相当する金額
（２）	火災・風水害等により、自宅に居住することが困難となった場合	り災証明書等添付	全額
（３）	その他	市長が特に必要と認めたとき	市長が定める割合

２．子どもの理由による場合

区分	条件	減免額
病気その他医師が欠席することが適当と認めた場合	月の初日から末日までの間に継続して15日以上欠席した場合（休所日は除く）、又は、その月の開所日数に４分の３を乗じた日数以上欠席した場合（小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる） 診断書等添付	２分の１の額に相当する金額
	月の初日から末日まで全部欠席した場合 診断書等添付	全額

３．本基準により保育料の減額・免除を行う場合にあっては、春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第５条第１項の規定による児童福祉司等の意見を聴いたものとみなす。

４．減免額に10円未満の端数が生じた場合は、切り上げる。

５．減免申請は、納入期限が到来していない保育料が対象となり、上記１（火災・風水害等により、自宅に居住することが困難となった場合を除く。）又は２に定める区分に該当することが見込まれる場合は、保育料減額・免除申請書をあらかじめ提出しなければならない。

６．上記１又は２に定める条件を証する書類の提出については、原則として保育料の減免の対象となる月の翌月末までに提出するものとする。ただし、上記１のうち、火災・風水害等により、自宅に居住することが困難となった場合にあっては、自宅に居住することが困難となった日の属する月の翌月末までに提出するものとする。

７．保育料の減免の期間は、保育料減免・免除決定通知書に特別の定めがある場合を除き、申請のあった月の属する年度末までとする。ただし、上記１のうち、火災・風水害等により、自宅に居住することが困難となった場合にあっては、自宅に居住することが困難となった日から６か月を超えない範囲とする。

８．減免の対象となる期間が減額免除申請をした日の属する年度の翌年度にわたる場合は、改めて減額免除申請を行うものとする。

９．納入期限が到来した保育料の減免は、不測の事態により減額免除申請をすることが著しく困難であったと認められる理由がない限り行わない。